② In last five years (after FY2008), have proven to have delivered performance for Kerosene and Fuel oil

③ have proven to own main office or an office in Hirakawa City, Oowani Town, Hirosaki City, Kuroishi City, Aomori City, Aomori Prefecture and carry products to the place designated with in a day after ordering

④ not have received business stop measures in the area of Tohoku Regional Head office

⑺ Deadline for tender : 16 : 00, October 28, 2013

⑻ Contact point for the notice : Katsumi Tanaka, General Affairs Section Manager, Aomori Operation Office, Tohoku Regional Head office, East Nippon Expressway Company Limited, 250－259 Kumasawa, Iwatari, Aomori City, Aomori Prefecture, 038－0043, Japan. TEL 017－782－1431

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年９月５日

支出負担行為担当官

九州防衛局長　槌道　明宏

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鳥栖㉕燃料施設整備土木工事

⑶　工事場所　佐賀県鳥栖市

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

・覆土式燃料タンク新設　1,400ＫＬ　３基
・覆土式燃料タンク新設　800ＫＬ　１基
・燃料タンク付帯消火施設　一式
・送油ポンプ室、消火ポンプ室、ドラム缶整備場、ドラム缶充填場、給油スタンド、燃料受払場新設付帯土木　一式
・構内道路等アスファルト舗装　一式
・撤去　一式

⑸　工期　平成28年１月31日まで

（燃料タンク新設、燃料タンク付帯消火施設並びに送油ポンプ室、消火ポンプ室、ドラム缶整備場、ドラム缶充填場、給油スタンド、燃料受払場新設付帯土木は平成27年10月31日まで）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート2,500㎥、鉄筋約210ｔ、鋼材約320ｔ、アスファルト800ｔ

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の承諾に関しては九州防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年９月５日付支出負担行為担当官九州防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から鳥栖㉕燃料施設整備土木工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること（代表者以外の構成員も同様とする。）。

⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成10年度以降に工事の元請けとして、消防法で規定されている危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵で、地中式又は地上覆土式タンク貯蔵所（有効容量1,000ＫＬ/基以上）の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成10年度以降に工事の元請けとして、地下又は覆土のタンク工事（貯水、遊水、貯油等を目的とする100㎥以上の有効容量を有する現場打ちコンクリート構造物であって土工事を伴うもの）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又は同等の資格（技術士）の資格を有する者であること。なお、技術者の配置は平成26年１月（予定）からとする。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験（同種工事の着工から完成まで従事）を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。